

標準仕様書【第1.1版】(案) (別紙1) 業務フロー ご意見集計結果

No.	該当箇所		意見分類	意見内容	意見の理由	参考(根拠法令・通知等)	分類	対応方針	修正仕様書種類					修正方針・内容・回答				
	大項目	中項目							意見分類	意見内容	意見の理由	参考(根拠法令・通知等)	分類		対応方針	本編	業務フロー	機能・概要要件
1	01.特定健診等共通	01 初回面接・指導計画 外部委託	4.その他	(別紙1)業務フロー全体に共通することが、データの流れと補足説明の線をもっと濃くしていただきたい。 特定健診の受診券整理番号は国保連合会にて附番されるため、開始が特定健診データ管理システムからになるのでは。	線が薄く、一見線が見えないため。		2.【別紙1】業務フロー	2.意見へ回答し完了										他20業務の標準仕様書と平仄を合わせた記載のため、現行のままさせていただきます。ご意見をいただいたように特定健診等データ管理システムで受診券付番を行う場合と、自治体様にて受診券整理番号の付番を行い特定健診等データ管理システムに連携する場合の2パターンがあると認識しております。そのため、業務フローのはじめの段階で条件分岐をするような流れとなっております。
2	02.【特定健診】対象者管理	01 受診券発行(一括発送)	2.要件追加			各市町では附番された資格保有者の一覧が確定してから対象者を抽出している流れなので、特定健診データ管理システムでの附番が起点になると思われるため。		2.【別紙1】業務フロー	2.意見へ回答し完了									特定健診等システム標準仕様書本編の16ページにも記載のとおり、業務フローは、特定健診等システム標準仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方自治体及び事業者による共通理解を促すことであるため、地方自治体独自の業務フローは記載していません。記載いただいた運用フローを妨げるものでもございません。
3	02.【特定健診】対象者管理	01 受診券発行(一括発送)	2.要件追加	受診券発行のところで受診券記載情報を二次元コードにして記載する場合ありと加筆してほしい。	現行の受診券に二次元コードを記載する仕様となっており、検査やデータ取りまとめを行う医師会が使用しているため	仕様書にないものについて国保システムのベンダーに作成してもらうのが困難になるため	2.【別紙1】業務フロー	2.意見へ回答し完了										特定健診等システム標準仕様書本編の16ページにも記載のとおり、業務フローは、特定健診等システム標準仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方自治体及び事業者による共通理解を促すことであるため、地方自治体独自の業務フローは記載していません。記載いただいた運用フローを妨げるものでもございません。ご意見をいただいております二次元コードの印字に関しては、別紙2-1機能概要要件の機能ID:0400110に記載の要件に対応いただくものと認識しており、具体的な事項に関してはページにも記載のとおり、業務フローは、特定健診等システム標準仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方自治体及び事業者による共通理解を促すことであるため、地方自治体独自の業務フローは記載していません。記載いただいた運用フローを妨げるものでもございません。
4	02.【特定健診】対象者管理	01 受診券発行(窓口発行)	2.要件追加	受診券発行のところで受診券記載情報を二次元コードにして記載する場合ありと加筆してほしい。	現行の受診券に二次元コードを記載する仕様となっており、検査やデータ取りまとめを行う医師会が使用しているため	仕様書にないものについて国保システムのベンダーに作成してもらうのが困難になるため	2.【別紙1】業務フロー	2.意見へ回答し完了										ご意見をいただいております二次元コードの印字に関しては、別紙2-1機能概要要件の機能ID:0400110に記載の要件に対応いただくものと認識しており、具体的な事項に関してはページにも記載のとおり、業務フローは、特定健診等システム標準仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方自治体及び事業者による共通理解を促すことであるため、地方自治体独自の業務フローは記載していません。記載いただいた運用フローを妨げるものでもございません。
5	04.【特定保健指導】対象者管理	01 利用券発行(一括発送)	2.要件追加	特定健診等データ管理システムで利用券発行対象者を抽出し、該当データを特定健診等システムに取り込み、利用券発行以降の作業を特定健診等システムで実施するフローを追加していただきたいです。	当市及び他市において、左記フローにて実施しており、一般的なフローと考えるため。		2.【別紙1】業務フロー	2.意見へ回答し完了										特定健診等データ管理システムで付番した利用券情報を特定健診等システムにて取り込むフローは「04.【特定保健指導】対象者管理」04.利用券発行(データ取込)にて記載をしておりますのでこちらを参照いただければと思います。
6	04.【特定保健指導】対象者管理	02 利用券発行(窓口発行)	2.要件追加	特定健診等データ管理システムで受診歴・利用資格の確認後に、特定健診担当課で利用券が発行できる、もしくは特定健診担当課で受診歴・利用資格の確認後に、特定健診等データ管理システム利用券が発行できるフローを追加していただきたいです。	健診種類によっては、更新時期が特定健診等データ管理システム、特定健診担当課で差が生じるため。		2.【別紙1】業務フロー	2.意見へ回答し完了										特定健診等システム標準仕様書本編の16ページにも記載のとおり、業務フローは、特定健診等システム標準仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方自治体及び事業者による共通理解を促すことであるため、地方自治体独自の業務フローは記載していません。記載いただいた運用フローを妨げるものでもございません。
7	05.【特定保健指導】指導情報管理	02 初回面接・指導計画(直実実施)	2.要件追加	利用券が住民へ届く前に、初回保健指導を実施できるフローを追加していただきたいです。	セット券を利用せず、特定保健指導を分割して実施しているため。		2.【別紙1】業務フロー	2.意見へ回答し完了										特定健診等システム標準仕様書本編の16ページにも記載のとおり、業務フローは、特定健診等システム標準仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方自治体及び事業者による共通理解を促すことであるため、地方自治体独自の業務フローは記載していません。記載いただいた運用フローを妨げるものでもございません。
8	06.【後期高齢者健診】対象者管理	01 受診券発行(一括発送)	2.要件追加	受診券発行のところで受診券記載情報を二次元コードにして記載する場合ありと加筆してほしい。	現行の受診券に二次元コードを記載する仕様となっており、受診者の検査データの取りまとめを行う医師会が使用していて、二次元コードがないと健診業務ができないため。	標準仕様書にないものについては健診システムのベンダーに作成してもらうのが困難になるため	2.【別紙1】業務フロー	2.意見へ回答し完了										ご意見をいただいております二次元コードの印字に関しては、別紙2-1機能概要要件の機能ID:0400202に記載の要件に対応いただくものと認識しており、具体的な事項に関してはページにも記載のとおり、業務フローは、特定健診等システム標準仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方自治体及び事業者による共通理解を促すことであるため、地方自治体独自の業務フローは記載していません。記載いただいた運用フローを妨げるものでもございません。

標準仕様書【第1.1版】(案) (別紙2-1) 機能・帳票要件 ご意見集計結果

No.	機能ID (上3桁)	機能ID (下4桁)	意見分類	意見内容	意見の理由	参考 (根拠法令・通知等)	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
									本編	業務フロー	帳票・帳票要件	管理項目	帳票詳細要件	帳票レイアウト	
1	99	0004	2.要件追加	国保システムからの連携対象データに「国保送付先情報」を含めていただくデジタル庁へ提案していただきたいです。	現状、本市では、国民健康保険制度における資格確認書の発行等を国民健康保険課（国保部門）が行い、保健事業（特定健診等）を健康づくり推進課（健康増進部門）が実施している。また、各課別システムを使用していることから、国民健康保険システムから健康管理システムへ資格情報を連携しており、その中には「国保送付先情報」（国保に関する郵送物について、住民登録地以外への送付を希望される方の宛所。以下、「国保送付先住所」という）も含まれる。さらに、特定健診の受診券については、健康管理システムを用いて国保送付先住所へ送付しているが、機能別連携仕様の対象データには「国保送付先情報」が含まれていないため、標準化後は連携がなされず、希望する宛所へ特定健診受診券を送付することが不可能となる。そのため、国民健康保険制度における一部の郵送物だけを本人希望とは異なる宛所へ送付することとなる。その場合、国保送付先住所に後見人の住所を指定しているケースも		3.【別紙2-1】機能・帳票要件	2.意見へ回答し完了							管理が必要な件数も限定的であることから、特定健診等システムで設けている送付先情報の管理機能において、個々に登録・管理いただく運用を想定しております。
2	99	0109	2.要件追加	「受診券記載情報を二次元コードにして発行することができる」と加筆をお願いします。	現行の受診券に二次元コードを記載する仕様となっており、受診者の検査データの取りまとめを行う医師会が使用していて、二次元コードがないと健診業務ができないため。	標準仕様書にないものについては健診システムのベンダーに作成してもらうのが困難になるため	2.機能要件	2.意見へ回答し完了						ご意見をいただいております機能ID：0400109に関しては、固定帳票の出力機能となっておりデザインの編集はできないものとなっております。機能ID：0400110の要件であればデザイン内の修正は任意に調整が出来ますが、印字できる内	
3	99	0125	2.要件追加	マッチングキーについて任意で複数選択を可能にしてください。	受診券整理番号はチェックジットがなく、番号に誤りがあった場合、結果が別人物に紐づく。そのため、受診券整理番号だけでなく、生年月日もマッチングキーに加えることで、別人物へ結果が紐づきリスクが減少せられると考えるため。 ※マイナンバー制度においても、様々な情報が別人物に紐づいていることが問題が生じているため。		2.機能要件	2.意見へ回答し完了						健診結果/パンチデータ等の取り込みに関するマッチング処理についてベンダの創意工夫の範囲となります。	
4	99	0125	2.要件追加	※3として、「データ登録時には、取込順（又は、データ順、取込SEQなど）を記録できること」を追加していただきたいです。	登録されたデータと紙の受診券を点検する際に、データを一瞥で出力して確認作業を行っているが、取込順がなければ、パンチで作成されたデータ順と一瞥で出力することができず、紙の受診券を出力が可能な氏名順等に、手作業で並び替える必要があり、非効率であるため。特に健診実施件数が多い場合には対応が困難であるため。		2.機能要件	2.意見へ回答し完了						明確なエビデンスがない項目となりますので、別紙2-2「管理項目」に取込順等の項目は設けておりません。複雑な条件や情報などは過剰実装となると考えられますが、例えば単純にカサントデータ取込順を独自実施項目に管理するといったことは可能と考えます。	
5	99	0126	2.要件追加	整合性チェックを行い、エラー・アラートに該当したデータをスキップして取り込みができるようにしていただきたいです。	エラー対応しなければ、データ取り込みがでないため、エラー以外のデータを一旦取り込んだ後にエラー対応し、再度取り込み処理を実施したいため。		2.機能要件	2.意見へ回答し完了						データ取込時のエラー・アラートの対応については、特定健診等システム標準仕様書本編の27、28ページ（9）エラー／アラート（チェック条件）の考え方について記載の内容に沿った対応が必要となりますが、データのスキップを行う等の機能についてはベンダの創意工夫の範囲となります。	
6	99	0131	2.要件追加	「※2 任意の除外対象者を除外できること」と加筆をお願いします。	受診勧奨対象者を未受診者以外にも任意の対象者を除外し、受診勧奨を行っているため。	標準仕様書にないものについては健診システムのベンダーに作成してもらうのが困難になるため	2.機能要件	2.意見へ回答し完了						該当の機能要件に「EUCができること」という記載があり、EUC機能として「除外対象者を除外する」という条件など自治体様の運用に沿ったデータ抽出も想定していることから記載の内容は明記しない方針としております。	
7	99	0189	2.要件追加	整合性チェックを行い、エラー・アラートに該当したデータをスキップして取り込みができるようにしていただきたいです。	エラー対応しなければ、データ取り込みがでないため、エラー以外のデータを一旦取り込んだ後にエラー対応し、再度取り込み処理を実施したいため。		2.機能要件	2.意見へ回答し完了						データ取込時のエラー・アラートの対応については、特定健診等システム標準仕様書本編の27、28ページ（9）エラー／アラート（チェック条件）の考え方について記載の内容に沿った対応が必要となりますが、データのスキップを行う等の機能についてはベンダの創意工夫の範囲内となります。	
8	99	0201	2.要件追加	「受診券記載情報を二次元コードにして発行することができる」と加筆をお願いします。	現行の受診券に二次元コードを記載する仕様となっており、受診者の検査データの取りまとめを行う医師会が使用していて、二次元コードがないと健診業務ができないため。	標準仕様書にないものについては健診システムのベンダーに作成してもらうのが困難になるため	2.機能要件	2.意見へ回答し完了						ご意見をいただいております機能ID：0400201に関しては、固定帳票の出力機能となっておりデザインの編集はできないものとなっております。機能ID：0400202の要件であればデザイン内の修正は任意に調整が出来ますが、印字できる内	
9	99	0219	2.要件追加	「※2 任意の除外対象者を除外できること」と加筆をお願いします。	受診勧奨対象者を未受診者以外にも任意の対象者を除外し、受診勧奨を行っているため。	標準仕様書にないものについては健診システムのベンダーに作成してもらうのが困難になるため	2.機能要件	2.意見へ回答し完了						該当の機能要件に「EUCができること」という記載があり、EUC機能として「除外対象者を除外する」という条件など自治体様の運用に沿ったデータ抽出も想定していることから記載の内容は明記しない方針としております。	

10	99	0253	1.表現修正・誤植	「要件の考え方・理由」に「特定保健指導サブユニットとした場合の要件である。機能ID0400266を実装している場合の要件である。」とありますが、「特定保健指導」ではなく「特定健診等システム及び特定健診」ではないでしょうか。		2.機能要件	1.標準仕様書【第1.1版】案へ反映												ご指摘のとおり誤植のため修正します。 「特定保健指導サブユニット」が「特定健診等システム（または特定健診サブユニット）」に特定健診情報を照会するための機能となります。	e
11	99	0253	1.表現修正・誤植	「要件の考え方・理由」に「特定保健指導サブユニットとした場合の要件である。機能ID0400266を実装している場合の要件である。」とありますが、「特定保健指導」ではなく「特定健診等システム及び特定健診」ではないでしょうか。		2.機能要件	1.標準仕様書【第1.1版】案へ反映												ご指摘のとおり誤植のため修正します。 「特定保健指導サブユニット」が「特定健診等システム（または特定健診サブユニット）」に特定健診情報を照会するための機能となります。	e
12	99	0254	4.その他	「機能要件」に「※1 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報を管理できること」とありますが、特定健診等データ管理システムから取得した健診結果を更新できることを求められているように読み取れます。 特定健診等データ管理システムから取得したデータを部分的に（検査項目単位で）更新するイメージでしょうか、もしくは、電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報を再連携し、過去に取込んだデータを上書き更新できるという意味でしょうか。 具体的に記載していただきたいです。 また、前者の場合、特定健診等データ管理システムで管理されているデータと特定健診等システムとデータの整合性が取れなくなりますが、その場合、特定健診等データ管理システムで管理するデータと整合性を取るために特定健診等データ管理システムヘデータを提供する必要がありますあるのでしょうか。	システムを改修する上で、具体的な要件を提示していただく必要があるため。	2.機能要件	1.標準仕様書【第1.1版】案へ反映												ご意見をいただいたとおり、「※1」に記載している内容により要件の認識齟齬が生じると判断して削除することいたします。 加えて機能要件の内容を、「住民を指定して電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報を管理（登録・更新・削除・照会）」できること。」に修正いたします。	e
13	99	0254	4.その他	「機能要件」に「※1 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報を管理できること」とありますが、特定健診等データ管理システムから取得した健診結果を更新できることを求められているように読み取れます。 特定健診等データ管理システムから取得したデータを部分的に（検査項目単位で）更新するイメージでしょうか、もしくは、電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報を再連携し、過去に取込んだデータを上書き更新できるという意味でしょうか。 具体的に記載していただきたいです。 また、前者の場合、特定健診等データ管理システムで管理されているデータと特定健診等システムとデータの整合性が取れなくなりますが、その場合、特定健診等データ管理システムで管理するデータと整合性を取るために特定健診等データ管理システムヘデータを提供する必要がありますあるのでしょうか。	システムを改修する上で、具体的な要件を提示していただく必要があるため。	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	1.標準仕様書【第1.1版】案へ反映												ご意見をいただいたとおり、「※1」に記載している内容により要件の認識齟齬が生じると判断して削除することいたします。 加えて機能要件の内容を、「住民を指定して電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報を管理（登録・更新・削除・照会）」できること。」に修正いたします。	e
14	99	0259	4.その他	以下IFはいつ頃、どこに公開されますか。 <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKHB141：特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル FKHB142：特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル	システムを改修する上で必要な情報になるため。	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	2.意見へ回答し完了												令和7年3月27日改版の特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書（K2-24-2版）をご確認ください。	e
15	99	0259	4.その他	FKHB141：特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル FKHB142：特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル には、健診種別が特健、後期以外にも、事業者健診、学校健診、保険者、その他のデータが含まれますが、これらすべてのデータを取込み、管理する必要がありますあるのでしょうか。対象の健診種別について明記してください。	システムを改修する上で、具体的な要件を提示していただく必要があるため。	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	2.意見へ回答し完了												令和7年3月27日改版の特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書（K2-24-2版）をご確認ください。	e
16	99	0259	4.その他	以下IFはいつ頃、どこに公開されますか。 <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKHB141：特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル FKHB142：特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル	システムを改修する上で必要な情報になるため。	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	2.意見へ回答し完了												令和7年3月27日改版の特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書（K2-24-2版）をご確認ください。	e
17	99	0259	4.その他	FKHB141：特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル FKHB142：特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル には、健診種別が特健、後期以外にも、事業者健診、学校健診、保険者、その他のデータが含まれますが、これらすべてのデータを取込み、管理する必要がありますあるのでしょうか。対象の健診種別について明記してください。	システムを改修する上で、具体的な要件を提示していただく必要があるため。	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	2.意見へ回答し完了												令和7年3月27日改版の特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書（K2-24-2版）をご確認ください。	e
18	99	0266	4.その他	ID0254と同様の内容で、「利用券情報」の場合もご検討ください。	システムを改修する上で、具体的な要件を提示していただく必要があるため。	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	7.後で確認（内部作業用）												ご意見をいただいたとおり、「※1」に記載している内容により要件の認識齟齬が生じると判断して削除することいたします。 加えて機能要件の内容を、「住民ごとに電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報を管理（登録・更新・削除・照会）」できること。」に修正いたします。	e
19	99	0266	4.その他	ID0254と同様の内容で、「利用券情報」の場合もご検討ください。	システムを改修する上で、具体的な要件を提示していただく必要があるため。	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	7.後で確認（内部作業用）												ご意見をいただいたとおり、「※1」に記載している内容により要件の認識齟齬が生じると判断して削除することいたします。 加えて機能要件の内容を、「住民ごとに電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報を管理（登録・更新・削除・照会）」できること。」に修正いたします。	e
20	99	0267	1.表現修正・誤植	「機能ID040014」は、「機能ID0400147」ではないでしょうか。		3.【別紙2-1】機能・帳票要件	1.標準仕様書【第1.1版】案へ反映												ご指摘の通り誤植のため修正します。	e

標準仕様書【第1.1版】(案) (別紙3) 帳票詳細要件・(別紙4) 帳票レイアウトご意見集計結果

No.	該当箇所		意見分類	意見内容	意見の理由	参考(根拠法令・通知等)	分類	対応方針	修正仕様書種類					修正方針・内容・回答		
	大項目	帳票ID							本編	業務フロー	印刷帳票要件	管理項目	帳票レイアウト		データ要件	連携要件
1	02.【特定健診】対象者管理	特定健康診査受診券(A4、はがき、セット券)	2.要件追加	前年度のHbA1cの値を加筆する。	眼底検査の実施において、前年度のHbA1cの値を参考に実施することが定められていることから、加筆が必要ではないかと思われる。	「標準的な健診・保健指導プログラム令和6年度版」 -「第2編 健診」-「別紙2」*」	5.【別紙3】帳票詳細要件	2.意見へ回答し完了							帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムと統一が取れるレイアウトとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400110をもとに対応をご検討ください。 ※詳細な健診項目「眼底検査」については、当該年度の健診結果が判定基準を満たさない結果が確認できない場合に前年度の結果が条件となることから、必ずしも「受診券」という媒体に必要な情報ではないと考えます。	
2	02.【特定健診】対象者管理	特定健康診査受診券(A4、はがき、セット券)	2.要件追加	受診券に何年度のものか分かるような表記を加筆する。(例：上部の表記を「令和6年度 特定健康診査受診券」)	対象者や医療機関の方が混乱しないよう、何年度の受診券かが分かるような表記をご検討いただきたい。(受診券整理番号や有効期限のみだと判別が難しい)		5.【別紙3】帳票詳細要件	2.意見へ回答し完了							帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムと統一が取れるレイアウトとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400110をもとに対応をご検討ください。	
3	02.【特定健診】対象者管理	特定健康診査受診券(A4、はがき、セット券)	1.表現修正・誤植	特定健診の基本項目と詳細項目に特化したシンプルな様式の作成を希望します。(必須項目は受診券整理番号、氏名、性別、生年月日、有効期限、特定健診の自己負担額、前年度のHbA1c値、保険者等、契約とりまとめ機関名、支払代行機関番号及び支払代行機関名)	現行の様式には「同時実施負担額」や「負担率」、「保険者負担上限額」、「特定健診以外の項目」、「人間ドック」などの必要のない項目が多く、対象者や医療機関の方が混乱を招く恐れがある。右記の手引きにある様式のような受診券作成をご検討いただきたい。	「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」J-15-4-3様式-「図表35」	5.【別紙3】帳票詳細要件	2.意見へ回答し完了							帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムと統一が取れるレイアウトとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400110をもとに対応をご検討ください。	
4	02.【特定健診】対象者管理	0990003	1.表現修正・誤植	・スマートフォンをマイナ保険証として利用できることになったことによる表現修正 ・資格確認書又は被保険者証→資格確認書に修正 ・被保険者証が廃止されたため	・スマートフォンをマイナ保険証として利用できることになったことによる表現修正 ・資格確認書又は被保険者証→資格確認書に修正 ・被保険者証が廃止されたため	・令和7年9月19日からスマートフォンのマイナ保険証利用が始まったため ・被保険者証が廃止されたため	6.【別紙4】帳票レイアウト	1.標準仕様書【第1.1版】 2.意見へ回答し完了							ご意見のとおり保険証廃止に伴いレイアウトを修正しております。	
5	02.【特定健診】対象者管理	0990003	2.要件追加	出力項目としてカスタマーコードを受診券にも追加するべきである。レイアウトは「01.特定健診等共通」の「窓あき宛名」を参照いただきたい。	受診券にも宛名を記載するにも関わらず、窓あき宛名を別紙にて活用する場合、用紙代や印刷費用(本市では〇万程度)や封入枚数が増えることによる郵送料の支出増加が考えられる。しかし、カスタマーコードによる郵送料削減(本市では〇万程度)のために必須である。したがって、受診券に窓あき宛名と同様のレイアウトを付加する。宛名を出力可能なようにする。現在の文言で固定される場合、住民の誤解を招く場合も考えられるため。		5.【別紙3】帳票詳細要件	2.意見へ回答し完了							帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムと統一が取れるレイアウトとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400110をもとに対応をご検討ください。	
6	02.【特定健診】対象者管理	0990003	2.要件追加	受診券レイアウトにて注意事項の部分を編集できるようにすべきである。	受診券レイアウトにて注意事項の部分を編集できるようにすべきである。		5.【別紙3】帳票詳細要件	2.意見へ回答し完了							「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に準じた文言としております。なお、独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400110をもとに対応をご検討ください。帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムと統一が取れるレイアウトとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400110をもとに対応をご検討ください。	
7	02.【特定健診】対象者管理	0400004	2.要件追加	被保険者番号を印字項目に追加することは可能でしょうか。	発行時、被保険者番号を手書きしているため。		5.【別紙3】帳票詳細要件	2.意見へ回答し完了							帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムと統一が取れるレイアウトとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400110をもとに対応をご検討ください。	
8	02.【特定健診】対象者管理	0400004	1.表現修正・誤植	「負担額はカンマで桁区切りをする。(例：1,000円)、 以外は、「—」とする」 と 「負担額はカンマで桁区切りをする。(例：1,000円) 以外は、「—」とする」 が入り混じっているが、正しくは、 「負担額はカンマで桁区切りをする(例：1,000円)。 以外は、「—」とする」 とするべきである。	誤植		5.【別紙3】帳票詳細要件	1.標準仕様書【第1.1版】 2.意見へ回答し完了							ご指摘の通り表記ゆれがございましたので、全体的に表現を揃えるよう修正いたします。	
9	02.【特定健診】対象者管理	0990004	2.要件追加	被保険者番号を印字項目に追加することは可能でしょうか。	発行時、被保険者番号を手書きしているため。		5.【別紙3】帳票詳細要件	2.意見へ回答し完了							帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムと統一が取れるレイアウトとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400110をもとに対応をご検討ください。	
10	03.【特定健診】健診情報管理	0400012	2.要件追加	「13:健診年月日」に、「今回」、「前回」、「前々回」とあるが、こちらは過去3年度分ではなく、過去3回分という認識でよろしいでしょうか。例えば、令和5年度に変診し、前回から中2年度空いている変診者であれば、「今回」には「令和5年度」が、「前回」には「令和2年度」の結果が出力されると認識でよろしいでしょうか。過去3年度分であれば、前回より前がブランクとなってしまうため、過去3回分としていただき、その旨明記していただきたいです。	不定期受診者の場合、過去に結果があるにも関わらず、ブランクとなるため。今回と前回の年度をみれば、変診していない年度の把握は容易であり、ブランクにする意味が少ないと考えられるため。		5.【別紙3】帳票詳細要件	2.意見へ回答し完了							ご認識のとおり、過去3回分となります。認識を揃えます。 ※今回・前回・前々回という表記は「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」や「特定健診等データ管理システム」と同じであり、	
11	04.【特定保健指導】対象者管理	0990013	1.表現修正・誤植	「4. 窓口での自己負担は、～」ありますが、自己負担が発生しないケースがあるため、「4. 窓口での自己負担が必要な場合は、～」と修正していただきたいです。	自己負担が発生しないケースがあるため。		6.【別紙4】帳票レイアウト	2.意見へ回答し完了							「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」を踏まえた文言としております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400116をもとに対応をご検討ください。	
12	06.【後期高齢者健診】対象者管理	0990017	1.表現修正・誤植	健康診査受診上の注意事項の2.の文章にて、「資格確認書又は被保険者証」と表記しているが、「又は被保険者証」を削除する	被保険者証は廃止になったため		6.【別紙4】帳票レイアウト	1.標準仕様書【第1.1版】 2.意見へ回答し完了							ご意見のとおり保険証廃止に伴いレイアウトを修正しております。	
13	06.【後期高齢者健診】対象者管理	0990017	1.表現修正・誤植	・スマートフォンをマイナ保険証として利用できることになったことによる表現修正 ・資格確認書又は被保険者証→資格確認書に修正	・スマートフォンをマイナ保険証として利用できることになったことによる表現修正 ・資格確認書又は被保険者証→資格確認書に修正	・令和7年9月19日からスマートフォンのマイナ保険証利用が始まったため ・被保険者証が廃止されたため	6.【別紙4】帳票レイアウト	1.標準仕様書【第1.1版】 2.意見へ回答し完了							ご意見のとおり保険証廃止に伴いレイアウトを修正しております。	

14	06.【後期高齢者健診】対象者管理	0400018	2.要件追加	被保険者番号を印字項目に追加することは可能でしょうか。	発行時、被保険者番号を手書きしているため。		5.【別紙3】 帳票詳細要件	2.意見へ回答 完了												帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムと統一が取れるレイアウトとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400202をもとに対応をご検討ください。
15	06.【後期高齢者健診】対象者管理	0990018	2.要件追加	被保険者番号を印字項目に追加することは可能でしょうか。	発行時、被保険者番号を手書きしているため。		5.【別紙3】 帳票詳細要件	2.意見へ回答 完了												帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムと統一が取れるレイアウトとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400202をもとに対応をご検討ください。
16	06.【後期高齢者健診】対象者管理	0990019	1.表現修正・誤植	健康診査受診上の注意事項の2.の文章にて、「資格確認書又は被保険者証」と表記しているが、「又は被保険者証」を削除する	被保険者証は廃止になったため		6.【別紙4】 帳票レイアウト	1.標準仕様書【第1.1版】 監へ反映												ご意見のとおり保険証廃止に伴いレイアウトを修正しております。
17	06.【後期高齢者健診】対象者管理	0990021	1.表現修正・誤植	後期高齢者の質問票の中の項目で、「被保険者証番号」と表記しているが、「被保険者番号」に修正する	名称が被保険者番号のため		6.【別紙4】 帳票レイアウト	2.意見へ回答 完了												項目名や帳票レイアウトは特定健診等データ管理システムをふまえたものとしております。独自デザインでの印字が必要な場合には別紙2-1機能帳票要件の機能ID：0400202をもとに対応をご検討ください。